

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瑞穂市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

瑞穂市長

## 公表日

令和6年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	瑞穂市に寄附を行った者のうち、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を求める寄附者からの申請を受け付け、申請情報を保管し、当該寄附者の住所地の市区町村に対し通知する。 申告特例通知をする際に記載事項として必要なため、当該寄附者の特定個人情報ファイルを取り扱う。
③システムの名称	表計算ソフト及びワンストップ特例申請支援ツール
2. 特定個人情報ファイル名	
申告特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項 ○地方税法附則第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画部 総合政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 企画部 総合政策課 〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地 058-327-4128
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>	
判断の根拠	<p>委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護のための組織的、技術的な安全管理体制を整え、これを維持しなければならないこと。</li> <li>・施錠が可能であり、第三者からのアクセスが不能な区域において、個人情報を保管しなければならないこと。</li> <li>・委託業務の遂行に必要な範囲を超えて個人情報を複製又は複写してはならないこと。</li> <li>・個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならないこと。但し、委託業務の履行のため個人情報の取扱いを第三者に再委託する必要がある場合、契約の定めに従い市の承認を得て再委託することができること。</li> <li>・委託業務の履行が終了した場合、市の指示に従い、市から受領した個人情報、その複製物及び複写物の全てについて、市の指示に従い市に返還し、又は廃棄しなければならないこと。</li> <li>・受注者が上記の処理を行なった場合において、市からの要請があった場合、受注者は、速やかに市に対してその証明書を発行するものとする。</li> <li>・個人情報を取り扱う従業員に対し、契約事項を十分に説明し、個人情報保護に関する教育を施し、これを担保するための策を講じなければならないこと。</li> <li>・市からの要請があった場合、安全管理体制を含む個人情報の取扱状況につき、報告しなければならないこと。</li> <li>・自らの故意又は過失により漏洩等の事故が生じた場合、速やかに市に報告し、適切な措置を講じるものとする。</li> </ul>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	Ⅱ 1. 対象人数	平成30年11月30日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成30年11月30日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ 1. 対象人数	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和4年3月9日	Ⅱ 1. 対象人数	令和2年12月31日 時点	令和3年12月31日 時点	事後	
令和4年3月9日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年12月31日 時点	令和3年12月31日 時点	事後	
令和5年3月9日	Ⅱ 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和5年2月22日	Ⅱ 1. 対象人数	令和3年12月31日 時点	令和4年12月31日 時点	事後	
令和5年2月22日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年12月31日 時点	令和4年12月31日 時点	事後	
令和5年2月22日	Ⅳ 8. 監査	[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [ ]内部監査 [○]外部監査	事後	
令和6年1月18日	Ⅱ 1. 対象人数	令和4年12月31日 時点	令和5年12月31日 時点	事後	
令和6年1月18日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和4年12月31日 時点	令和5年12月31日 時点	事後	
令和6年1月18日	Ⅳ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和6年1月18日	Ⅳ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	提供・移転しない	十分である	事後	
令和6年1月18日	Ⅳ 8. 監査	[○]外部監査	[ ]外部監査	事後	